

山口県報

令和6年
4月16日
(火曜日)

目次

- 規則
家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則（畜産振興課）……………一
- 告示
漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意（水産振興課）……………二
包括外部監査契約の締結（監査委員事務局）……………二
- 公告
製菓衛生師試験の実施（生活衛生課）……………二
調理師試験の実施（生活衛生課）……………三
国営緊急農地再編整備事業（南周防地区瀬戸換地区）の換地処分（農村整備課）……………三
基本測量の実施（監理課）……………四
公共測量の実施（監理課）……………四
公共測量の実施の終了（三件）（監理課）……………四

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十五号

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法施行細則（昭和三十七年山口県規則第五十四号）の一部を次のよう

に改正する。

第二条中「第三十条」を「第三十一条第一項」に改める。

第三条第一項を次のように改める。

豚熱予防注射を行った豚及びいのししが、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（法第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針をいう。）に定める接種区域の外のと畜場に移動する場合は、法第七条の規定により（知事認定獣医師（県内で家畜の診療等に従事する獣医師（獣医師の所属する団体を含む。）であつて、知事の認定を受けたものをいう。）及び登録飼養衛生管理者（知事が別に定める要件を満たすと判断して認定する農場において、豚熱ワクチンの接種を実施することが可能な飼養衛生管理者（法第十二条の三の二第一項に規定する飼養衛生管理者をいう。）であつて、知事の登録を受けたものをいう。）にあつては、法第七条の規定の例により）、当該豚及びいのししに標識を付するものとする。

第三条第二項を削る。

第四条中「別記第二号様式」を「別記第一号様式」に改める。

第五条中「別記第三号様式」を「別記第二号様式」に改める。

第六条中「別記第四号様式」を「別記第三号様式」に改める。

別記第一号様式を削り、別記第二号様式を別記第一号様式とし、別記第三号様式を別記第二号様式とし、別記第四号様式を別記第三号様式とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県告示第百三十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めた。

令和六年四月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

三隅町加入区

山口県告示第百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和六年四月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 包括外部監査契約の期間の始期
令和六年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本報酬の額に執務日数及び実費を考慮して算定した額を加算する方法
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
村田 治子 山陽小野田市大字東高泊四一二番地一
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
各月ごとの概算払



(六九) 製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。）第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施します。

令和六年四月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 試験の日時
令和六年八月十七日（土曜日）午後一時三十分から午後三時三十分まで
- 二 試験の場所
山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク
- 三 試験科目
試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。
(一) 衛生法規
(二) 公衆衛生学
(三) 食品学

(四) 食品衛生学

(五) 栄養学

(六) 製菓理論及び実技

四 受験資格

法第五条又は附則第二項に規定する者であること。

五 受験願書の受付期間

令和六年五月七日（火曜日）から同月二十四日（金曜日）まで（郵送の場合は、五月二十四日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受験願書の提出先

- (一) 県内に居住する者
住所地を所管する保健所
- (二) 県外に居住する者
山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一）
山口県環境生活部生活衛生課

七 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 写真（縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。）
- (三) 法第五条第一号に該当する者にあつては、同号に該当する者であることを証する書類

(四) 法第五条第二号に該当する者にあつては、最終学校の卒業証明書及び菓子製造業務従事証明書

八 受験手数料

九千四百八十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
- (二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県環境生活部生活衛生課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「製菓衛生師試験」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十

三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三―二九七四)にすること。

(七〇) 調理師試験の実施

調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)第三条の二第一項の規定により、調理師試験を次のとおり実施します。

令和六年四月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

令和六年八月十七日(土曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

(一) 公衆衛生学

(二) 食品学

(三) 栄養学

(四) 食品衛生学

(五) 調理理論

(六) 食文化概論

四 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)第四条に定めるものにおいて、二年以上調理の業務に従事したものの

五 受験願書の受付期間

令和六年五月七日(火曜日)から同月二十四日(金曜日)まで(郵送の場合は、五月二十四日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書等の提出先

(一) 県内に居住する者

住所地为所管する保健所

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇二)

山口県環境生活部生活衛生課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

(三) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。)

(四) 調理業務従事証明書

八 受験手数料

六千二百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県環境生活部生活衛生課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師試験」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三―二九七四)にすること。

(七一) 国営緊急農地再編整備事業(南周防地区瀬戸換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区瀬戸換地区の換地処分を次のとおり行いました。

令和六年四月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 換地処分の年月日
令和六年三月二十六日

二 換地処分の内容
国営緊急農地再編整備事業（南周防地区瀬戸換地地区）換地計画書に記載された換地計画のとおり

(七二) 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和六年四月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

基本測量（数値地図25000（土地条件）作成）

二 作業の地域

下関市

三 作業の期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

一 作業の種類

基本測量（電子基準点測量）

二 作業の地域

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町及び熊毛郡上関町

三 作業の期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

一 作業の種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

(七三) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和六年四月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（空中写真測量）

二 作業の地域

美祢市及び山陽小野田市

三 作業の期間

令和六年三月二十五日から同年九月三十日まで

(七四) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和六年四月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（道路台帳図データ測量）

二 作業の地域

周南市川崎三丁目、久米中央一丁目、久米中央二丁目、久米中央三丁目、久米中央四丁目、久米中央五丁目、桜木二丁目、桜木三丁目、大字久米、大字下上、大字上村、大字徳山、大字戸田及び大字夜市

三 作業の期間

令和五年九月十四日から令和六年二月二十九日まで

(七五) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和六年四月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量及び航空レーザ測量)

二 作業の地域

山口市及び萩市

三 作業の期間

令和五年十月十二日から令和六年二月二十八日まで

一 作業の種類

公共測量(航空レーザ測量)

二 作業の地域

山口市、防府市及び岩国市

三 作業の期間

令和五年十二月一日から令和六年二月二十九日まで

(七六) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下関農林事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和六年四月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量、路線測量及び地形測量)

二 作業の地域

下関市大字福江

三 作業の期間

令和五年十一月一日から令和六年二月二十一日まで

令和六年四月十六日
発行

発行人
所

山口県
知事
庁